令和３年度　第２回北海道私立学校審議会 議事録

1　日　　時　令和３年11月30日（火）14:00~15:00

2　場　　所　TKP札幌ビジネスセンター赤レンガ前　５階カンファレンスルーム５J（オンライン開催）

3　委員定数　15名

4　出席委員　13名

（大西正宏委員、大西修夫委員、相馬真吾委員、佐藤みゆき委員、須藤美紀子委員、
布川耕吉委員、後藤真澄委員、浅井卓委員、本間裕邦委員、苫米地司委員、
小倉悦子委員、中村健治委員　前田賢次委員、）

5　議題

・諮問事項の審議

（１）私立小学校の設置計画について　(1件)

（２）私立中学校の定員減認可について　(1件)

（３）私立高等学校の定員増認可について　(1件)

（４）私立高等学校の定員減認可について　(1件)

（５）広域通信制課程に係る学則変更認可について　(2件)

（６）私立幼稚園の定員減認可について　(14件)

（７）専修学校の設置計画について　(1件)

（８）専修学校の目的変更認可について　(1件)

（９）専修学校の廃止認可について　(1件)

(10) 学校法人の解散認定について　(1件)

(11) 専修学校の設置者変更認可について　(1件)

・報告事項

学校法人の清算結了について　（1件）

6　議事

（本間会長が議長となり審議会運営規則第５条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に布川委員及び浅井委員を指名）

（審議に先立って、事務局から前回答申の処理状況について資料に基づき説明し、その後諮問事項の審議を行った）

(1) 私立小学校の設置計画について

（学校法人学びのさと自由が丘学園まおい学びのさと小学校の設置計画について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

小学校の設置計画についてご説明させていただきます。諮問番号第1349号の（１）の資料をご覧ください。

この案件は、設置予定者である、「学校法人学びのさと自由が丘学園」が「まおい学びのさと小学校」を設置しようとする設置計画でございます。

新たな学校の設置につきましては、認可申請に先立ち、計画の段階から審査する「二段階方式」としており、今回は、第一段階である設置計画の申請でございます。

本諮問事項については、設置予定者である「学校法人学びのさと自由が丘学園」が、初等教育段階から、感情、知性、人間関係の自由を保障し、主体的・体験的・協働的な学びを通して、幸福で成熟した市民を育てることを目的とした小学校を設置するものです。

学校の名称は、「まおい学びのさと小学校」を予定。学校の位置については、「長沼郡長沼町東２線北１５番地」で、旧長沼町立北長沼小学校を校地・校舎として使用します。設置時期は、「令和５年４月１日」

を予定。目的については、冒頭で述べたとおりです。修業年限については、６年。収容定員については、１学年２０人、総定員１２０人とし、１学級の児童数は２０人になりますので、基準に適合しております。授業時数についても、学習指導要領に定められている授業時数を満たしております。立地条件についてですが、昨年度、不了承となった理由の一つである児童確保に関し、申請者が今年度に実施したアンケート調査において、９割が入学意思を示しており、その約半数が、札幌市や石狩管内の都市部在住者でありました。

また、札幌市内から複数ルートの往復スクールバスを毎日運行することとしております。

教職員組織についてですが、教職員は、校長１人、教頭１人、教諭、養護教諭、合わせて１０人、事務職員２人の計１４人を専任として採用を予定し、基準を満たしております。

次に、校地についてですが、運動場の面積については、記載のとおりであり、基準に適合しております。

続いて、校舎についても、校舎及び体育館の面積について記載のとおりであり、基準に適合しております。

なお、校地、校舎等については、ともに「長沼町から無償にて借用」することとなっております。校具・教具についてですが、学級数、児童数に見合った必要な種類、数が整備されることとなっております。経営及び維持方法についてですが、生徒納付金及びその他収入をもって充てることとなっており、入学金、授業料等については、記載のとおりです。

なお、昨年度、不了承となった理由の一つである「教育課程」についてですが、文部科学省より学校教育法施行規則第５５条の２に基づく、特別の教科を編成する「教育課程特例校」の指定は必要がないとの見解が示され、道としても申請は不要と判断しております。

計画内容は、以上のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【質疑応答】

○議　　長　　この件に関しまして、ご質問やご意見等はございませんか。

○小倉委員　　私立小学校ならではのアピールポイントなど、特別な教育課程を編成しているなどがあったら教えていただきたいです。目的に記載していることは公立の小学校でもトライしているところですので、そんなに変わらないと思うんです。もし何か特色があれば教えて頂きたいと思います。

○事 務 局　　今のご質問の回答ですが、学習指導要領で小学校が新たに改正されており、その学習指導要

領の中にも、児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者との協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的、継続的に実施できるよう工夫することと記載されておりまして、今回の申請者の教育内容についても、このような学習指導要領に基づきながら、教科指導の中で学習形態として、地域との交流を含めながら体験学習を行っていくということで確認しております。

○小倉委員　ダメだというわけではないのですが、公立の小学校も今おっしゃったことをトライして新たな教育活動の中で頑張っているところですが、近くに公立もあると思いますが、私立ならではの良さがあったら教えていただきたいです。

○事 務 局　設置目的にある体験的という言葉もあるのですが、今申請者に確認しているのが、長沼町という地域がら、地域の方と交流を深めることなど、例えば、農家に出向き、農作物の栽培や家畜の飼育体験などを学習の中に取り入れていくなどということで確認しております。

○小倉委員　ありがとうございます。

（他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画了承された。）

（２）私立中学校の定員減認可について

（学校法人札幌大谷学園札幌大谷中学校の定員減認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

諮問番号第1349号の（２）中学校の収容定員に係る学則変更認可定員減についてご説明いたします。

この案件は、学校法人札幌大谷学園が設置している「札幌大谷中学校」が、学齢人口の減少に伴い、定員の適正化を図るため、この度、収容定員の変更に係る学則変更認可申請があったものです。

変更の時期は、令和４年４月１日を予定しております。変更の内容については、収容定員を１学年１４０人から４０人減じ、１００人とし、３学年合計では、４２０人を３００人に減ずるものです。

なお、設置基準上の支障は特にありません。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（３）私立高等学校の定員増認可について

（学校法人札幌日本大学学園札幌日本大学高等学校の定員増認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

諮問番号第1349号の（３）高等学校の収容定員に係る学則変更認可（定員増）についてご説明いたします。

この案件は、学校法人札幌日本大学学園が設置する「札幌日本大学高等学校」が、「世界に貢献する人」をめざす育成人材像として、グローバル化した社会で活躍できるよう、豊かなコミュニケーション能力と異文化への理解、問題解決能力などの資質・能力育成をさらに進めていくことを目的とし、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムにおける教育を提供するため、収容定員の増に係る認可申請があったものです。

国際バカロレアに係る収容定員の取扱いについては、昨年度までに過去８回の「私立高等学校に関する勉強会」において、議論を重ね「私立の高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校　及び幼稚園の設置等の認可に関する審査基準附則第２項に係る定員増に関する取扱いについて」を令和３年４月１日付けで改正し、「例外的な配慮」の対象となる取組として「国際バカロレア機構の認定を受けた取組であること」などを規定したところです。

変更の時期は、令和４年４月１日を予定しております。変更の理由については、冒頭で述べたとおりです。変更内容については、現在設置している、普通科の「一般コース」「外国人留学生コース」とは別に、「国際バカロレアコース」を新たに設置し、１学年５０人、３学年１５０人増とするものです。教職員組織、校地・校舎について確認したところ、設置基準上の支障は特にありません。

なお、現在、国際バカロレア機構へ「ディプロマ・プログラム認定校」の申請中であり、本審議会において、承認いただいた際には、国際バカロレア機構からの認定を確認した後、収容定員に係る学則変更について認可といたします。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（４）私立高等学校の定員減認可について

（学校法人野又学園函館大学付属有斗高等学校の定員減認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

諮問番号第1349号の（４）高等学校の収容定員に係る学則変更認可定員減についてご説明いたします。

この案件は、学校法人野又学園が設置している「函館大学付属有斗高等学校」が、学齢人口の減少に伴い、定員の適正化を図るため、この度、収容定員の変更に係る学則変更認可申請があったものです。

変更の時期は、令和４年４月１日を予定しております。変更の内容については、収容定員を１学年２２０人から１０人減じ、２１０人とし、３学年合計では、６６０人を６３０人に減ずるものです。

なお、設置基準上の支障は特にありません。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（５）広域通信制課程に係る学則変更認可について

（学校法人酪農学園酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校及び学校法人恭敬学園北海道芸術高等学校の広域通信制課程に係る学則変更認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

○　諮問番号第1349号の（５）広域の通信制課程の学則変更認可についてご説明いたします。

まず、説明の前に、通信制課程の学則変更について、説明させていただきます。

学校教育法第４条第１項及び学校教育法施行令第23条第11号により、高等学校の通信制課程に係る学則変更については、認可事項となっております。

また、来年、令和４年度から実施となる高等学校学習指導要領の改訂により、教科・科目の構成が変更となったことを踏まえ、学校が定める教育課程の変更が必要となり、学則中に教育課程を示していることから、学則変更の認可が必要となります。

それでは、説明に入ります。

この案件は、学校法人酪農学園が設置している「酪農学園大学附属とわの森三愛高等学校」が、学習指導要領の改訂に伴う、教育課程の変更を行うものです。

変更の時期は、令和４年４月１日を予定しております。変更内容については、学習指導要領の改定に伴い、教育課程表における教科の科目設定等を変更し、令和４年度以降の入学生から適用しようとするものです。

引き続き、諮問番号1349号の（６）広域の通信制課程の学則変更認可についてご説明いたします。

下段をご覧ください。

この案件は、学校法人恭敬学園が設置している「北海道芸術高等学校」が、学習指導要領の改訂などに伴う、教育課程の変更を行うものです。

変更の時期は、令和４年４月１日を予定しております。変更内容については、学習指導要領の改定に伴い、教育課程表における教科の科目設定等を変更し、令和４年度以降の入学生から適用しようとするものであり、学則中の軽微な文言の修正も行っております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（６）私立幼稚園の定員減認可について

（学校法人小樽和順学園まや幼稚園、学校法人余市杉の子学園小樽杉の子幼稚園、学校法人浄暁学園朝里幼稚園、小樽高田幼稚園、学校法人十勝竜谷学園幕別幼稚園、学校法人めぐみ学園函館めぐみ幼稚園、学校法人桐友学園岩見沢めぐみ幼稚園、学校法人釧路カトリック学園認定こども園帯広藤幼稚園、認定こども園釧路カトリック幼稚園、柏林台カトリック幼稚園、認定こども園根室カトリック幼稚園、認定こども園中標津カトリック幼稚園、学校法人旭川カトリック学園富良野聖園幼稚園、学校法人帯広わかば学園帯広わかば幼稚園の定員減認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説

明した。）

【事務局説明】

幼稚園に係る諮問事項についてご説明いたします。諮問番号第1349号の（７）から（２０）の資料をご覧ください。

学校法人小樽和順学園が小樽市に設置する「まや幼稚園」他１３件の定員減認可申請になります。

変更の時期は令和４年４月１日を予定しております。変更理由は、就園幼児数の減少によるものです。教職員数及び施設、設備については、設置基準を満たしていることを確認しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（７）専修学校の設置計画について

（一般社団法人帯広医師会帯広医師会看護専門学校の設置計画について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

専修学校に係る諮問事項についてご説明いたします。それでは諮問番号第1349号の（21）の設置計画をご覧ください。

こちらは、一般社団法人帯広市医師会が新たに「帯広市医師会看護専門学校」を設置する計画となっております。

当該法人は、既に准看護師を養成する「帯広市医師会看護高等専修学校」を設置しておりますが、地域の医療機関における正看護師の採用ニーズが高まっており、地域医療を担う医師会として正看護師を養成し、地元への定着を目指すため、新たに専門学校を設置しようとするものです。

開設時期は、令和５年４月１日を予定しております。学校の目的は、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、学生一人ひとりの個性を大切にし、看護専門職としての自覚と豊かな人間性を育み、科学的な思考力と実践力をもって、十勝・帯広で生活する人びとの健康と生活過程を支える保健医療福祉に貢献できる人材を育成することとなっており、設置計画の内容は、医療分野の専門課程で修業年限３年、入学定員３

５名の看護学科、総定員１０５名となっております。

校舎については既設校とは別の場所に建設し、校地については、帯広市から無償で借用することとなっており、３０年間の定期借地契約を締結済みです。

計画内容については、書面審査の結果、年間授業時間数、教員数、校舎面積など設置基準を満たしていることを確認しております。なお、当該法人が現在設置している准看護師を養成する「看護高等専修学校」については、令和５年３月に在籍生徒が卒業した後に閉校する予定です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画了承された。）

（８）専修学校の目的変更認可について

（学校法人片柳学園日本工学院北海道専門学校の目的変更認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

諮問番号第1349号（22）の目的変更認可をご覧ください。

学校法人片柳学園が、登別市に設置する「日本工学院北海道専門学校」の分野の廃止に関する目的変更認可申請となっております。

当該学校は、「柔道整復科」を入学希望者の減少を理由に平成３１年４月から募集を停止しており、当該学科の廃止に伴って、医療分野を廃止するものです。

当該学科が廃止された後も、収容定員、年間授業時間数、教員数などについて基準を満たしており、当該学科の生徒は、令和３年3月に全員が卒業済みであり、当該学科の教員も、全員が配置換え済みとなっており、基準を満たしております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

（９）専修学校の廃止認可について

（10）学校法人の解散認定について

（学校法人釧路商専学園釧路商科専門学校の廃止認可及び学校法人釧路商専学園の解散認定について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

諮問番号第1349号（23）の廃止認可と、諮問番号第1349号（24）の解散認定については、関連するため、一括してご説明いたします。

学校法人釧路商専学園が釧路市に設置する釧路商科専門学校の廃止認可申請及び当該校の廃止に伴う学校法人解散認定申請となっております。

当該法人は入学者数減少等により学校運営の継続が困難となったため、当該学校の廃止及び学校法人解散認定の申請があったものです。平成３１年４月から募集を停止しており、在籍生徒は令和３年３月に全員卒業済みとなっており、また、教職員については全員が退職済み。指導要録は、学事課が保管いたします。

解散後に清算事務を行い、残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分することとなっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可及び認定可とされた。）

（11）専修学校の設置者変更認可について

（学校法人共育の森学園小樽看護専門学校の設置者変更について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。）

【事務局説明】

諮問番号第1349号（25）の設置者変更認可をご覧ください。

学校法人共育の森学園が小樽市に設置する准看護師の資格を有する者を対象とした、正看護師の養成を行う専門学校である、「小樽看護専門学校」の設置者変更認可申請となっております。

小樽市の仲介により、学校経営の長期的安定と発展を図るため、令和４年４月から、医療法人社団心優会が当該校を引き継ぐことについて両法人が合意し、設置者変更をするものです。

学校の概要は、医療分野専門課程の夜間の看護学科で修業年限は３年、入学定員４０名、総定員１２０名となっており、教職員は新設置者が引き続き雇用することとなっております。

また、校地、校舎は旧設置者である学校法人共育の森学園から無償で借受けることとなっており、新設置者である医療法人社団心優会は新校舎の移転等を令和８年度に予定しております。

校具・教具や図書なども旧設置者から引き継ぎ、授業料などの生徒納付金についても変更はなく、在籍生徒にとって、教育内容などの学習環境は、設置者変更後においても従前と同様となっております。

新設置者となる医療法人社団心優会は非営利法人であり、設置者変更後においても学校の教育内容や学習環境に同一性を有し、基準を満たしております。

なお、新設置者である医療法人社団心優会は道の保健福祉部に看護師養成施設としての指定を申請中のため、当該指定を確認した後、設置者変更認可を行うこととしております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

７　報告事項

学校法人の清算結了について

資料３に基づき「学校法人の清算結了」について、事務局から報告を行った。

８　閉　会

（以上をもって、令和３年度第２回北海道私立学校審議会を終了した。）